

仕 様 書

- 1 件 名 住宅宿泊事業に係る労働者派遣
- 2 派遣期間 平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
- 3 派遣人員 6名
- 4 就業場所 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所第2分庁舎3階
健康部衛生課(仮)環境衛生係及び区が指定する場所
電話番号 03-5273-3845
*平成30年度より組織改正により係名称が変更する予定
- 5 組織単位 健康部衛生課(衛生課長)
- 6 指揮命令者 健康部衛生課(仮)環境衛生係長 村井 賢二
- 7 労働派遣者に求められる要件
 - (1) Word、Excel等のパソコンの基本的なデータ入力、文書作成ができること。
 - (2) 責任感を持って業務に従事でき、かつ過去3年以内に事務の実務経験があること。
 - (3) 1名は英語を日常会話程度にできること。
 - (4) 1名は中国語を日常会話程度にできること。
- 8 派遣労働者が従事する業務の内容
 - (1) 住宅宿泊事業法等に関する以下の業務
 - ア 窓口業務(主に届出受付)
 - イ 電話相談業務
 - ウ 電子申請及び届出書類の内容確認(施設図面を含む)
 - エ 届出に基づくシステム処理
 - オ 電子申請に基づく届出書類等の印刷
 - カ 報告書及び資料作成
 - キ 書類等の発送業務
 - ク 現場調査(外観及び同行調査)
 - (2) その他環境衛生に関する事務補助(窓口案内、窓口補助、文書等の点検、整理及び保管業務)

9 就業日

月曜日から金曜日まで、ただし、以下の日を除く

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日（上記法律に該当する日を除く）

10 派遣労働者の就業時間

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩は原則として午後0時から午後1時まで）

11 派遣労働者の選任等

派遣元は、派遣先に対し、次の(1)及び(2)の事項について契約締結時又は契約締結後速やかに報告すること。

- (1) 労働者派遣事業の許可番号
- (2) 派遣労働者の氏名・性別・年齢

12 派遣労働者の代替等

- (1) 派遣元は、派遣労働者が勤務できない事態が発生した場合は、就業時間の開始時刻までに派遣先へ連絡し、原則、他の者を代替で派遣すること。
- (2) 派遣労働者から派遣契約の解除の申請があった場合は、派遣元は期間を開けることなくこれに代わる者を派遣すること。
- (3) 派遣労働者が、派遣業務の遂行にあたり著しく不相当と認められる場合には、派遣先はその理由を示して派遣労働者の交代を派遣元に対し要請することができる。

13 安全及び衛生に関する措置について

派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。

なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

14 派遣労働者からの苦情の処理及び責任者、苦情処理担当者

(1) 派遣先

派遣先責任者及び連絡先	衛生課長 稲川 訓子 03-5273-3808
派遣先苦情処理担当者及び連絡先	衛生課環境衛生第二係長 村井 賢二 03-5273-3845

(2) 派遣元

派遣元責任者及び連絡先	
派遣元苦情処理担当者及び連絡先	

(3) 苦情処理方法、連絡体制等

ア 派遣先、又は派遣元の苦情処理担当者が、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、直ちにそれぞれの責任者へ連絡することとし、当該責任者が中心となって、誠意も持って、遅滞なく、当該苦情の適切、迅速な処理を図ることとし、その結果について、必ず、派遣労働者に通知することとする。

イ 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

15 請求方法

(1) 派遣元事業主は、月ごとに業務完了報告書を添付し区に請求するものとする。

(2) 通勤に要する旅費については、契約金額に含むものとする。

ただし、勤務中に発生する出張旅費は、契約金額に含まない。別途、月ごとに日時及び旅行内訳の記載のある請求をうけ、実費弁償とする。

16 労働派遣契約の解除にあたって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除に伴う就業機会の確保

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(2) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、前項における就業機会の確保を図ることができない場合、当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害を次のとおり賠償しなければならない。

ア 派遣元が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額

イ 派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合で、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の予告をしないときは、30日分以上の賃金に相当する額以上

ウ 派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合で、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは、当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上

エ その他派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(3) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対して明らかにすることとする。

17 便宜供与

派遣労働者に対し、派遣先の区職員が利用する新宿区役所第二分庁舎内の給湯室・休憩室等の設備について、利用することができるように便宜供与することとする。

18 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の契約の終了後、区が当該派遣労働者を雇用する場合は、その雇用意思を事前に派遣元に通知するものとする。

派遣元が職業紹介を行うことが可能な場合は、職業紹介により紹介手数料を派遣元に支払う。

職業紹介に係る手数料は別途協議のうえ定める。

19 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

20 個人情報の保護及び情報セキュリティについて

(1) 契約締結時又は、契約締結後速やかにプライバシーマーク使用許諾証などの提示又は(写)を提出すること。

(2) 派遣労働者は、業務履行中に知り得た個人情報及び業務上知り得た情報については一切第三者に漏らしてはならない。契約履行後も同様とする。

(3) 派遣労働者は、業務で取扱う文書等について、就業場所以外への持ち出しを禁止する。

(4) 派遣元は、派遣労働者に対し、個人情報の適正な管理及び情報セキュリティポリシーに関して周知し、また、これらに違反した場合の新宿区個人情報保護条例（平成17年新宿区条例 第5号）に基づく罰則の適用及び措置について周知しなければならない。

(5) 派遣元及び派遣労働者は、派遣先の監査に応ずること。

21 「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」に即した障害者への対応について

契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

22 新宿区環境マネジメントへの協力について

契約の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。

23 その他

本仕様書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度協議をすること。